



## 2. 条例案

(一部改正 18 件)

件 名	概 要	所 管 課
大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例の一部を改正する条例	<p>生活保護法の改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）に伴い、引用している条文の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 26 年 7 月 1 日</p>	<p>地域福祉推進室 社会援護課</p>
大阪府社会福祉施設設置条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税法及び地方税法の改正（平成 26 年 4 月 1 日）により、消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、大阪府立障害者交流促進センターにおけるプール及び体育館、会議室等の使用料の改定にかかる所要の改正を行う。</p> <p>2 駐車場使用料について、無料時間帯を設定するため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 自立支援課</p>
大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>障害者総合支援法の改正(平成 26 年 4 月 1 日分)に伴い、引用している条項の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課</p>
大阪府指定障害児入所施設の指定並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>障害者総合支援法の改正(平成 26 年 4 月 1 日分)に伴い、引用している条項の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課</p>
大阪府立障害者自立センター条例の一部を改正する条例	<p>障害者総合支援法の改正(平成 26 年 4 月 1 日分)に伴い、引用している条項の規定整備を行うため、所要の改正を行う。</p> <p>【施行予定期日】平成 26 年 4 月 1 日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課</p>

<p>大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、重度訪問介護の対象者の重度知的障がい者・精神障がい者への拡大や、共同生活介護の共同生活援助への一元化が行われたことによる所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成26年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府立砂川厚生福祉センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>障害者総合支援法の改正(平成26年4月1日分)に伴い、引用している条項の規定整備を行うため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成26年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府立金剛コロニー条例の一部を改正する条例</p>	<p>障害者総合支援法の改正(平成26年4月1日分)に伴い、引用している条項の規定整備を行うため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成26年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府立稲スポーツセンター条例の一部を改正する条例</p>	<p>消費税法及び地方税法の改正(平成26年4月1日)により、消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、体育館、多目的室及び会議室の使用料の改定にかかる所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成26年4月1日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例</p>	<p>国の要領改正により、事業実施期間が平成26年度末まで1年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】公布の日</p>	<p>障がい福祉室 生活基盤推進課</p>
<p>大阪府介護保険審査会の公益代表委員の定数並びに委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)に基づく介護保険法の改正により、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求を取り扱う合議体の委員の定数を都道府県条例で定めるとされたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】平成26年4月1日</p>	<p>高齢介護室 介護支援課</p>

大阪府介護施設等開設支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が平成 26 年度末まで 1 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日	高齢介護室 介護事業者課
大阪府介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	国の要領改正により、事業実施期間が平成 26 年度末まで 1 年間延長されたことに伴い、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 公布の日	高齢介護室 介護支援課・ 介護事業者課
大阪府附属機関条例の一部を改正する条例	いじめ防止対策推進法に基づき、学校等が調査した重大事態について再調査する機関を設置するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 26 年 4 月 1 日	子ども室 子育て支援課
大阪府子ども家庭センター設置条例の一部を改正する条例	消費税法及び地方税法の改正（平成 26 年 4 月 1 日）により、消費税率及び地方消費税率が改定されることに伴い、診療料等及び手数料の改定にかかる所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 26 年 4 月 1 日	子ども室 家庭支援課
大阪府後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令により国が定める標準拠出率が見直されたこと等に伴い、都道府県条例で定める割合の改定にかかる所要の改正を行う。 【施行予定期日】 平成 26 年 4 月 1 日	国民健康保険課
大阪府福祉行政事務手数料条例の一部を改正する条例	1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、児童福祉法施行令等に基づく保育士試験の全部の免除の申請が追加されたことに伴い、申請手数料を新たに設定するため、所要の改正を行う。 2 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定等に係る事務について、新たに手数料を設定するため、所要の改正を行う。 【施行予定期日】 1 については平成 26 年 4 月 1 日 2 については平成 26 年 10 月 1 日	子ども室 子育て支援課  高齢介護室 介護事業者課

<p>大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 平成23年2月議会にて議決を得た一部改正条例において市町村へ権限移譲を行うこととした事務のうち、障害者総合支援法第11条に基づく事務の一部について、移譲事務を限定する旨の限定規定を設け、大阪府知事の権限に属する事務とするため、所要の改正を行う。</p> <p>2 平成26年4月1日付けで、枚方市が地方自治法第252条の22第1項の規定に基づく中核市に移行することに伴い、同条の規定に基づく大都市特例が適用されることから、所要の改正を行う。</p> <p>3 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令に基づく身体障がい者についての障がいの程度に関する書面による証明の発行事務を市町村に移譲するため、所要の改正を行う。</p> <p>4 大阪版地方分権推進制度に基づき、知事の権限に属する事務のうち、下記諸法令に基づく事務について、大東市に対し、同市の区域に係るものを移譲するため、所要の改正を行う。</p> <p>① 身体障がい者手帳の交付等 (身体障害者福祉法第15条第4項等)</p> <p>② 精神障がい者保健福祉手帳の交付等 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項等)</p> <p>【施行予定期日】</p> <p>1 については公布の日</p> <p>2、3については平成26年4月1日</p> <p>4については平成26年10月1日</p>	<p>障がい福祉室 地域生活支援課・生活基盤推進課</p> <p>障がい福祉室 地域生活支援課・生活基盤推進課 高齢介護室 介護事業者課 子ども室 子育て支援課・家庭支援課</p> <p>障がい福祉室 地域生活推進課</p> <p>障がい福祉室 地域生活推進課</p>
--	--	--

### 3. 報告（1件）

件名	概要	所管課
<p>母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起の専決処分の件</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金返還請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>件数 11件 専決日 平成26年1月24日</p>	<p>子ども室 家庭支援課</p>